



目 次

規 則	ページ
◎高知県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則	1
告 示	
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による介護機関の指定 (福祉指導課)	5
○保安林の解除の予定 (治山林道課)	5
○保安林の指定 (")	5
○保安林の指定に係る通知の掲示 (")	5
○漁獲共済の同意成立 (第2号漁業) (2件) (水産政策課)	5
○道路の区域変更 (道 路 課)	5
○道路の供用開始 (")	6
○建築基準法による道路の位置の指定 (建築指導課)	6
○高知県収入証紙売りさばき人の指定 (会計管理課)	6
公 告	
○特定非営利活動法人の定款変更認証の申請 (県民生活・男女共同参画課)	6
○平成22年度高知県家畜人工授精等講習会の実施 (畜産振興課)	6
高知県公営企業局管理規程	
◎高知県公営企業局契約規程の一部を改正する規程	6

規 則

高知県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成22年7月23日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第59号

高知県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改

正する規則

高知県心身障害者扶養共済制度条例施行規則（昭和46年高知県規則第55号）の一部を次のように改正する。

第7条に次の1項を加える。

3 前項の年金支給決定通知書及び高知県心身障害者扶養共済制度年金証書に記載する年金受給権者は、第4条第1項第1号の加入の申込者が扶養する心身障害者とする。

第8条中「高知県心身障害者扶養共済制度加入証書若しくは高知県心身障害者扶養共済制度口数追加証書又は」を「第4条第3項の高知県心身障害者扶養共済制度加入証書若しくは高知県心身障害者扶養共済制度口数追加証書又は前条第2項の」に改める。

第11条中「別記第5号様式による」を「第4条第3項の」に改め、「別記第5号様式の2による」を削る。

第12条中「に規定する規則で」を「の規則の」に、「3箇月後」を「3月を経過した日」に改め、同条ただし書中「この限りでない」を「この限りでない」に改める。

別記第1号様式を次のように改める。

別記

第1号様式（第4条関係）

加入等申込書

年 月 日

高知県知事 様

加入等申込者 住所
氏名

㊤

高知県心身障害者扶養共済制度条例に基づき、高知県心身障害者扶養共済制度に加入
おける口数追加
をしたので、関係書類を添えて申し込みます。

加入等申込者	ふりがな	-----		男・女	生年月日	年 月 日
	氏名					
	住所	電話番号				
	心身障害者との続柄	心身障害者との同居又は別居の別		職業又は勤務先	電話番号	
心身障害者の世帯状況	氏名	性別	心身障害者との続柄	生年月日	心身障害者との同居又は別居の別	職業又は勤務先(電話番号)
心身障害者	ふりがな	-----		男・女	生年月日	年 月 日
	氏名					
	住所	(入所施設名)				
口数追加	する ・ しない					
現在の高知県心身障害者扶養共済制度への加入の有無	有 (加入番号) ・ 無					
県外からの転入者の記入欄	従前の住所		加入番号		加入期間	年 月 日から 年 月 日まで

- 注 1 「心身障害者」欄に記入する心身障害者の方を事後に変更することはできません。
 2 右の確認欄にも、押印をしてください。
 3 この申込書には、次の書類を添えてください。
 (1) 加入等申込者及びその扶養する心身障害者の住民票の写し
 (2) 独立行政法人福祉医療機構が定めた申込者（被保険者）告知書
 (3) 別記第3号様式による心身障害者の障害証明書
 (4) 年金管理者を指定する場合は、別記第4号様式による年金管理者指定届書
 4 口数追加のみの申込みのときは、独立行政法人福祉医療機構が定めた申込者（被保険者）告知書のみを添えてください。
 5 不要な文字は、消してください。
- | | |
|---|---|
| 確認欄 | |
| 私（加入等申込者）は、「心身障害者扶養共済制度（重要事項のご説明）」の内容を確認し、受領しました。また、この制度が加入等の目的に合致していることも確認しています。 | ㊤ |

別記第3号様式中「ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能」を「ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能・肝臓機能」に改める。
 別記第5号様式及び別記第5号様式の2を次のように改める。

第5号様式（第4条関係）

加入番号

高知県心身障害者扶養共済制度加入証書

加入者 氏名

あなたは、高知県心身障害者扶養共済制度条例に基づき、心身障害者扶養共済制度に加入していることを証明します。

年 月 日

高知県知事

加入者	ふりがな	
	氏名	
	生年月日	年 月 日
心身障害者	ふりがな	
	氏名	
	生年月日	年 月 日
加入日（加入の効力発生日）		年 月 1日
加入に係る掛金払込み期間		年 月 日～ 年 月 日

(裏面)

- 1 この証書は、大切に保管してください。もし、この証書をなくしたり、損傷したときは、新しい証書を交付しますので、申請してください。
- 2 掛金は、毎月その月の末日までに納付してください。
- 3 加入者が死亡したり、重度障害となったときは、その月の分から心身障害者の生存中毎月所定の年金を支給します。
- 4 加入者がこの制度への加入の際に提出した書類に不実の記入があったとき、年金の請求を怠ったとき又は加入者の死亡若しくは重度障害が加入者、心身障害者等の故意若しくは重大な過失によるものであるときは、年金が支給されることがあります。
- 5 心身障害者が加入者より早く、又は同時に亡くなったときは、一定の場合を除き、加入者又は加入者の遺族に対して所定の弔慰金を支給します。
- 6 加入者がこの制度から脱退したときは、一定の場合を除き、加入者に対して所定の脱退一時金を支給します。
- 7 加入者が20年以上継続してこの制度に加入し、かつ、加入者が65歳になってから最初に到来する加入月の応当月以後は、掛金を納める必要はありません。
- 8 掛金又は年金の額について、条例等の改正があったときは、改正後の条例等の規定を適用します。
- 9 次の場合は、速やかに届け出てください。
 - (1) 加入者、心身障害者又は年金管理者が氏名又は住所を変更したとき。
 - (2) 心身障害者又は年金管理者が死亡したとき。
 - (3) 年金管理者を指定し、又は変更したとき。
 - (4) 掛金を納めることが困難になったとき。
- 10 この制度の内容については、加入の申込みの際に受領した「心身障害者扶養共済制度（重要事項のご説明）」をご確認ください。
- 11 この制度についてのお尋ねは、市町村又は高知県地域福祉部障害保健福祉課にお問い合わせください。

第5号様式の2（第4条関係）

加入番号

高知県心身障害者扶養共済制度口数追加証書

口数追加加入者 氏名

あなたは、高知県心身障害者扶養共済制度条例に基づき、心身障害者扶養共済制度の口数が追加されていることを証明します。

年 月 日

高知県知事



口数追加加入者	ふりがな		
	氏名		
心身障害者	生年月日	年	月	日
	ふりがな		
口数追加日（口数追加の効力発生日）	氏名		
	生年月日	年	月	日
口数追加に係る掛金払込み期間		年	月	日～
		年	月	日

(裏面)

- 1 この証書は、高知県心身障害者扶養共済制度加入証書といっしょに大切に保管してください。もし、この証書をなくしたり、損傷したときは、新しい証書を交付しますので、申請してください。
- 2 掛金は、毎月その月の末日までに納付してください。
- 3 口数追加加入者が死亡したり、重度障害となったときは、その月の分から心身障害者の生存中毎月所定の年金（加算額）を支給します。
- 4 口数追加加入者が口数追加の際に提出した書類に不実の記入があったとき、年金（加算額）の請求を怠ったとき又は口数追加加入者の死亡若しくは重度障害が口数追加加入者、心身障害者等の故意若しくは重大な過失によるものであるときは、年金（加算額）が支給されないことがあります。
- 5 心身障害者が口数追加加入者より早く、又は同時に亡くなったときは、一定の場合を除き、口数追加加入者又は口数追加加入者の遺族に対して所定の弔慰金（加算額）を支給します。
- 6 口数追加加入者が口数の減少をしたときは、一定の場合を除き、口数追加加入者に対して所定の脱退一時金を支給します。
- 7 口数追加が20年以上継続し、かつ、口数追加加入者が65歳になってから最初に到来する口数追加月の応当月以後は、掛金を納める必要はありません。
- 8 掛金又は年金（加算額）の額について、条例等の改正があったときは、改正後の条例等の規定を適用します。
- 9 次の場合は、速やかに届け出てください。
 - (1) 口数追加加入者、心身障害者又は年金管理者が氏名又は住所を変更したとき。
 - (2) 心身障害者又は年金管理者が死亡したとき。
 - (3) 年金管理者を指定し、又は変更したとき。
 - (4) 掛金を納めることが困難になったとき。
- 10 この制度の内容については、口数追加の申込みの際に受領した「心身障害者扶養共済制度（重要事項のご説明）」をご確認ください。
- 11 この制度についてのお尋ねは、市町村又は高知県地域福祉部障害保健福祉課にお問い合わせください。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

高知県告示第450号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の規定による介護機関として、次のとおり指定した。

平成22年7月23日

高知県知事 尾崎 正直

指定年月日	事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地並びにサービスの種類
平成22年6月3日	株式会社 YellPharmacy 高知市比島町二丁目10番45号1503	ハロー薬局すさき店 須崎市中町一丁目3-4 居宅療養管理指導
平成22年6月8日	医療法人瑞風会 安芸市本町二丁目13-32	グループホームひのでの館 安芸市日ノ出町7番33号 認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護

高知県告示第451号

次の保安林を解除予定保安林にしたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。

平成22年7月23日

高知県知事 尾崎 正直

- 解除予定に係る保安林の所在場所
幡多郡黒潮町馬荷字コヤカ谷山4318の2
- 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 解除の理由
道路用地とするため

高知県告示第452号

次の森林を保安林に指定したので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成22年7月23日

高知県知事 尾崎 正直

- 指定に係る保安林の所在場所
高岡郡津野町三間川字淵ノ上254の2、字シレイ畑278、279の2
 - 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 次の森林については、主伐は、択伐による。
字淵ノ上254の2（次の図に示す部分に限る。）、字シレイ畑278（次の図に示す部分に限る。）、279の2
 - その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び津野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第453号

平成22年6月農林水産省告示第963号で告示した指定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林に指定する通知の内容をいの町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成22年7月23日

高知県知事 尾崎 正直

- 所在不明の森林所有者
 - 登記簿記載の住所
吾川郡神谷村小野60番屋敷
 - 氏名
田中 彦馬
 - 登記簿記載の住所
吾川郡神谷村成山1060番地
 - 氏名
高橋 廣吉
- 保安林に指定する通知の要旨
 - 指定に係る保安林の所在場所
吾川郡いの町小野字西タキバタ442の9、字大東441、1404、上八川下分字目ノトヲ10888、10890、10891、10908
 - 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について

高知県告示第454号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出を審査した結果、次の区域及び区分について同届出に係る同意が同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めた。

平成22年7月23日

高知県知事 尾崎 正直

区域及び区分

- 窪津漁業協同組合の地区
小型まぐろ漁業及び中型まぐろ漁業
- 高知県漁業協同組合の地区のうち旧下ノ加江漁業協同組合の地区及び旧以布利漁業協同組合の地区
小型まぐろ漁業

高知県告示第455号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出を審査した結果、次の区域及び区分について同届出に係る同意が同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めた。

平成22年7月23日

高知県知事 尾崎 正直

区域及び区分

- 高知県漁業協同組合の地区のうち旧甲浦漁業協同組合の地区
小型かつお・まぐろ漁業

高知県告示第456号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成22年7月23日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年7月23日

高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 県道
- 路線名 重倉笠ノ川
- 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
南国市白木谷字市ノ内294番から	前	4.0	46
		9.8	

南国市白木谷字市ノ内291番2まで	後	8.0 19.8	46
-------------------	---	-------------	----

高知県告示第457号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成22年7月23日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年7月23日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 川登中村
- 3 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
四万十市中村百笑町1964番1から 四万十市中村大橋通一丁目2182番1まで	513	平成22年7月24日

高知県告示第458号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路として次のとおり指定する。

平成22年7月23日

高知県知事 尾崎 正直

地名	地番	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
香南市野市町西野字へノ丸	1071番4	6.01	45.48	

高知県告示第459号

高知県収入証紙条例（昭和39年高知県条例第1号）第5条第1項の規定により、次のとおり売りさばき人を指定した。

平成22年7月23日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名
高知市稲荷町10-23 スカイハイツ301
高知県広告美術協同組合

- 代表理事 池添 昭嗣
- 2 売りさばき所の所在地
高知市稲荷町10-23 スカイハイツ301
 - 3 指定年月日
平成22年7月23日

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、平成22年7月9日から2週間高知県文化生活部県民生活・男女共同参画課において縦覧に供する。

平成22年7月9日（掲示済）

高知県知事 尾崎 正直

申請のあった年月日	定款変更に係る特定非営利活動法人			
	名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成22年7月9日	特定非営利活動法人高知県西部NPO支援ネットワーク	山田 高司	四万十市中村小姓町31	この法人は、地域住民が自発的に行う非営利の公益活動（以下「住民活動」という）の促進を支援する事業を行い、もって活力ある地域の創造に寄与することを目的とする。

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第16条第2項に規定する平成22年度高知県家畜人工授精等講習会（以下「講習会」という。）を次のとおり実施するので、高知県家畜人工授精等講習会規程（昭和25年11月高知県告示第521号）第3条の規定により公告する。

平成22年7月9日（掲示済）

高知県知事 尾崎 正直

- 1 実施期間
平成22年8月9日（月）から同年9月7日（火）まで

- 2 実施場所
高岡郡佐川町中組1247 高知県畜産試験場
- 3 対象となる家畜の種類
牛
- 4 受講手続
受講願書に写真をはり付けた履歴書を添え、平成22年7月26日（月）までに住所地を管轄する家畜保健衛生所長を経由して知事に提出すること。
- 5 定員
20名程度
- 6 費用の負担
講習会の受講に伴う必要な費用は、当該講習会を受講する者の負担とする。
- 7 その他
講習会の種類その他不明な点は、高知県農業振興部畜産振興課又は最寄りの家畜保健衛生所に問い合わせること。

公営企業局管理規程

高知県公営企業局契約規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成22年7月23日

高知県公営企業局長 長瀬 順一

高知県公営企業局管理規程第22号

高知県公営企業局契約規程の一部を改正する規程

高知県公営企業局契約規程（昭和41年高知県企業局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。
第26条第1項第2号及び第29条第3項中「年3.6パーセント」を「年3.3パーセント」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成22年7月23日から施行する。（経過措置）
- 2 この規程の施行の日前に既にこの規程による改正前の高知県公営企業局契約規程（以下この項において「改正前の規程」という。）第26条第1項第2号の規定により延滞違約金を徴収する旨を約定している契約の当該延滞違約金の額の計算及び同日前に既に改正前の規程第29条第3項の規定により前払金に利息を付して返還しなければならない旨を約定している契約の当該利息の額の計算については、なお従前の例による。